



札幌市公共事業評価検討委員会規則を次のように制定する。

平成26年10月 6日

札幌市長

上田文雄

札幌規則第68号

## 札幌市公共事業評価検討委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）第7条の規定に基づき、札幌市公共事業評価検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第4条 審議会の庶務は、建設局において行う。

### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の委員会に相当する合議体の委員長である者は、この規則の施行の日に委員会の委員長として定められたものとみなす。